

【法令名称】上海市ハイテク企業認定管理実施弁法

【発布機関】上海市科学技術委員会、上海市財政局、上海市国家税務局、上海市地方税務局

【発布番号】滬科合（2008）第 025 号

【発布日】2008.08.08

【施行日】2008.08.01

【時限性】現行有効

【効力レベル】地方規範性文書

【全文】

**「上海市ハイテク企業認定管理実施弁法」を印刷配布することについての通知**  
**滬科合（2008）第 025 号**

各区（県）科学技術委員会、財政局、税務局、並びに市財税三、七分局に宛てる：

国家科学技術部、財政部、国家税務総局は共同制定し、発布した「ハイテク企業認定管理弁法」（国科発火[2008]172 号）及びその付属文書である「国が重点的にサポートするハイテク分野」並びに「ハイテク企業認定管理作業手引」（国科発火[2008]362 号）に基づき、「上海ハイテク企業認定管理実施弁法」を制定する。ここに貴殿に印刷配布するので、これを遵守し執行されたい。

付属文書：上海市ハイテク企業認定管理弁法

上海市科学技術委員会  
上海市財政局  
上海市国家税務局  
上海市地方税務局  
2008 年 8 月 8 日

**上海市ハイテク企業認定管理弁法**

**第 1 章 総則**

第 1 条 上海市のハイテク企業の発展を扶助し、これを奨励するため、国家科技部、財政部、国家税務総局が公布した「ハイテク企業認定管理弁法」（国科発火【2008】172 号、以下「認定弁法」という。）と「ハイテク企業認定管理作業手引」（国科発火【2008】362 号、以下「作業手引」という。）に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 本弁法は、上海市区域内において登録後一年以上が経過している居民企業によるハイテク企業認定申請とそれに関連する管理活動に対し適用する。

第 3 条 ハイテク企業認定管理作業は公開、公平と公正の原則に従い行われなければならない。

第4条 本弁法により認定されるハイテク企業は、租税に関する国の法令の規定に基づき、租税特恵政策を享受するための申請を行うことができる。

第5条 上海市科技委員会、上海市財政局、上海市国家税務局と上海市地方税務局（以下それぞれ市科委、市財政局、市国税局と市地税局という。）は、上海市のハイテク企業を認定する責任を負う。

## 第2章 組織及び実施

第6条 市科委、市財政局、市国税局と市地税局は「上海市ハイテク企業認定指導チーム（以下「認定指導チーム」という。）」を組織し、本市におけるハイテク企業認定（再審査）作業の指導、管理及び監督について責任を負う。

第7条 指導チームの下には市科委、市財政局、市国税局、市地税局の関係人員により組織される「上海市ハイテク企業認定事務室（以下「認定事務室」という。）」を設置する。認定事務室は市科委に設け、日常作業の処理に責任を負う。認定事務室は主に次に掲げる作業を行う。

- (1) 本市区域内のハイテク企業の認定と再審査の作業に責任を負う。本地区の企業が提出するハイテク企業認定（再審査）の申請を受け付け、ハイテク企業認定（再審査）審査を手配する責任を負う。
- (2) 認定済み企業に対する監督検査、関係する告発の受理と事実関係の確認、及び処理に対し責任を負う。
- (3) 本市におけるハイテク企業認定作業に参加する専門家バンクを設立し、維持する責任を負う。「作業手引」に規定されている専門家の条件と要求に基づきハイテク企業認定作業に参加する専門家を選択し、専門家バンクに登録し、且つ国家ハイテク企業認定指導チーム事務室に届け出る。
- (4) 認定信用制度を確立する。認定作業中に法規違反行為が認められた企業、会計事務所、税理士事務所などの仲介機構、及び認定に参加する専門家などの関連人員を記録し、且つ関連する処理を行う。
- (5) 「上海市ハイテク企業認定管理作業サイト（[www5.stcsm.gov.cn](http://www5.stcsm.gov.cn)）」を構築し、管理する。
- (6) 市内全域におけるハイテク企業認定（再審査）管理作業の宣伝、研修などについて案配する責任を負う。
- (7) 認定（再審査）と関連するその他の作業。

### 第3章 申請条件と申請資料

第8条 ハイテク企業認定を申請する場合、次に掲げる条件を同時に満たす必要がある。

- (1) 本市に登録している企業であり、直近3年以内に自社における研究開発、譲受、贈与、買収などの形式、又は全世界における5年以上の独占的実施許諾の形式を通じて、その主たる製品（サービス）の核心技術に対し、中国内陸で中国の法律により保護される自主知的財産権を有していること。
- (2) 製品（サービス）が「認定弁法」の付属文書「国が重点的にサポートするハイテク分野」で定める範囲に該当すること。
- (3) 大学専科以上の学歴を有する技術職員が企業の当年の総従業員数の30%以上を占め、そのうち研究開発に従事する従業員が企業の当年の総従業員の10%以上を占めること。
- (4) 企業が科学技術（人文、社会科学を含まない）の新知識を獲得し、科学技術の新知識につき創造的活用をし、又は技術、製品（サービス）に対し実質的改良を行うため、持続的研究開発活動を行っており、且つ直近の三会計年度における研究開発費の総額が売上収入の総額に占める割合が次に掲げる要求に適合していること。
  - 1 直近1年間の売上収入が5000万元未満の企業の場合、その割合は6%を下回ってはならない。
  - 2 直近1年間の売上収入が5000万元以上20,000万元未満の企業の場合、その割合は4%を下回ってはならない。
  - 3 直近1年間の売上収入が20,000万元以上の企業の場合、その割合は3%を下回ってはならない。そのうち、企業が中国内陸にて費やした研究開発費の総額が全研究開発費の総額に占める割合は60%を下回ってはならない。企業が登録し成立してから1年以上3年に足りない場合は、実際の経営年数に従い計算するものとする。
- (5) ハイテク製品（サービス）による収入が企業の当年の総収入の60%以上を占めること。
- (6) 企業の研究開発組織の管理水準、科学技術成果の応用能力、自主知的財産権の件数、売上と総資産の成長性などの指標が「作業手引」の要求に適合していること。

第9条 ハイテク企業認定を申請する場合、下記の資料を提出しなければならない。

- 1 ハイテク企業認定申請書（「作業手引」付属文書2）
- 2 企業の営業許可証副本、税務登記証（ウェブサイトではスキャンしたファイルを提出し、書面の場合は写しを提出する）
- 3 知的財産権証（独占的実施許諾契約書）及び生産許可文書を含む技術イノベーション活動の証明資料、新製品又は新技術証明（新規性照合）資料、製品品質検査報告、省級（計画単列市を含む。）以上の科学技術計画立件証明、及びその他の関係する証明資料（ウェブサイトではスキャンしたファイルを提出し、書面の場合は写しを提出する）
- 4 企業の従業員数、学歴の構成及び研究開発に従事する従業員が企業の従業員に占める割合の説明
- 5 資格を有する会計事務所又は税理士事務所などの仲介機構による検証を経た企業の直近三会計年度の研究開発費及び直近一会計年度のハイテク製品（及びサービス）収入の特別監査報告書と状況を示す表（実際の年数が1年以上3年未満の場合、実際の経営年数に従う）、並びに研究開発活動及びハイテク企業製品（及びサービス）収入の説明資料
- 6 資格を有する会計士事務所などの仲介機構による検証を経た企業の直近三会計年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、キャッシュフロー表を含む。実際の年数が1年以上3年未満の場合、実際の経営年数に従う）、及び技術提供事業収入の状況を示す表
- 7 その他の提供する必要がある資料

#### 第4章 申請認定手続

第10条 本市のハイテク企業の認定を申請する作業は次の手順に基づき行う。

(1) 企業の自己評価

企業は本弁法第8条が定める条件に照らし、自己評価を行う。

(2) 申請資料の準備

企業が自己評価を経て、認定条件に適合していると認められる場合、本弁法第9条の規定に基づき申請書類を準備することができる。

企業は次に掲げる資格を満たす会計事務所又は税理士事務所等の仲介機構を自ら選択し、研究開発費及びハイテク製品（及びサービス）収入に対する特別監査の実施を委嘱する。

(一) 独立して営業を行う資格を有し、設立後3年以上経過し、直近3年間に不良記録が

ないこと。

(二) 同法人における公認会計士の数が総従業員数に占める割合が 20%を下回らず、従業員は 20 人以上であること。

(三) ハイテク企業の認定作業に関する政策に熟知していること。

資格を満たす会計事務所又は税理士事務所等の仲介機構の関係証明書類は企業の申請時に一緒に提出するが、本弁法第 15 条の規定により関連ウェブサイト（上海科技サイト <http://www.stcsm.gov.cn>、上海財税サイト <http://www.csj.sh.gov.cn>）で公表されている会計事務所と税理士事務所はこの限りでない。

### (3) オンライン登録・登記

「上海市ハイテク企業認定管理作業サイト(<http://www5.stcsm.gov.cn>)」に登録し、指示に従い「企業登録登記表」（「作業手引」付属文書 1）への記入を行い、オンラインシステムを通じてアップロードする。企業は登録して入手したユーザー名とパスワードを入力し、オンライン認定管理システムにログインし、指示に従い申請資料を提出する。企業はオンラインによる提出に成功した後、「stcsm」というすかし模様の入った資料をプリントアウトし、関係資料の写しと一緒に、各区（県）の科委、ハイテク園區の各関連部門に提出する。具体的な受付時間、場所は上海市ハイテク企業認定管理作業サイトで公示する。

### (4) 審査認定

各区（県）の科委、ハイテク園區の各関連部門はそれぞれに各自の所管する区域内の企業によるハイテク企業認定申請資料を形式的に審査し、電子資料と書面資料を照合し、写しと原本などを照合し、且つ写しの資料に「写し、スキャニングにより作成した資料は原本と一致する」という印鑑を押捺し、審査の結果、資料が揃い、真実であることが確認された後、正式に受付証明を発行し、同時に、形式的な審査を経た書面資料及び正式な受付証明を認定事務室に送付する。

認定事務室は、企業の申請資料を技術分野別に分類し、専門家バンクから 5 名を下回らない専門家を無作為に選出し、電子資料を、選出した専門家にオンライン作業システムを通じてそれぞれ送付する。

専門家は独立、公正の原則に従い評価を行い、「ハイテク企業認定専門家評価表」（「作業手引」付属文書 4）、「ハイテク企業認定専門家チーム総合評価表」（「作業手引」付属文書 5）を記入し、指示に従い認定事務室にアップロードする。

認定事務室は専門家の評価意見を受取った後、申請企業に対し認定意見を示し、認定するハイテク企業リストを確定し、認定指導チームに報告する。

#### (5) 公示と公告

認定を受けたハイテク企業は、「上海科技サイト」、「上海市ハイテク企業認定管理作業サイト」及び「全国ハイテク企業認定管理作業サイト」で15業務日の間公示され、公示に対し異議が出された場合、認定事務室は通報された係る問題を調査し、調査の結果、それが事実であることが認められる場合は、ハイテク企業の資格を取り消すものとする。

公示に対し異議が出されない場合、「上海科技サイト」、「上海市ハイテク企業認定管理作業サイト」及び「全国ハイテク企業認定管理作業サイト」にて、その認定結果を公告する。且つ認定事務室は（市科委、市財政局、市国税局、市地税局の公印が押捺された）統一様式の「ハイテク企業証明書」を発行する。

### 第5章 再審査及び其の他の事項

第11条 ハイテク企業資格は証明書交付日が属する年度から3年度間有効とする。企業は期限満了時から遡って3ヶ月以内に再審査の申請を提出しなければならず、再審査申請を提出せず、又は再審査に不合格である場合、そのハイテク企業資格は期限満了時にて自動的に失効する。

第12条 ハイテク企業の再審査には直近3年間に実施した研究開発など技術イノベーション活動についての報告、並びに資格を有する会計事務所或いは税理士事務所等の仲介機構による検証を経た直近三会計年度の研究開発費用及び直近一会計年度ハイテク製品（サービス）収入の特別監査報告書を提出しなければならない。

再審査時には「認定弁法」の第10条に従い審査を行うが、第10条第4項を重点的に審査するものとする。条件に適合する企業は、「認定弁法」第11条第4項に基づき公示・公告を行い、認定事務室は（市科委、市財政局、市国税局、市地税局公印が押捺された）統一様式の「ハイテク企業証明書」を再発行する。

再審査を通過したハイテク企業の資格は「ハイテク企業証明書」が再発行された日が属する年度から3年度間有効とする。期限満了後、企業が再び認定申請を提出する場合は、新規申請として取り扱う。

第13条 ハイテク企業の経營業務、生産技術活動等に重大な変更が生じた場合は（例えば、買収合併、再編、産業転換など）、15日以内に認定管理事務室に報告しなければならず、審査の結果、本弁法の定める条件に適合しなくなった場合は、当年よりそのハイテク企業資格を取り消すものとし、再度ハイテク企業の認定申請が必要である場合は、本弁法第10条の規定に従い取り扱う。

ハイテク企業が企業名称を変更した場合、認定事務室がこれを確認し、かつ公示・公告を経て改めて認定証書を交付する。この際、番号と有効期限については変更しない。

第 14 条 企業はハイテク企業認定資格を取得した後、「認定弁法」第 4 条の規定にもとづき、主管税務機関に税金の減免の手続を行わなければならない。

税金の減免特恵を享受するハイテク企業は、税金減免の特恵を受ける条件に変化が生じた場合、変化が生じた日から 15 日間以内に主管税務機関に報告しなければならない。税金の減免の条件を満たさなくなった場合、法に基づき納税義務を履行しなければならない。法に基づいた納税を行わない場合、主管税務機関は追徴課税を課す。同時に、主管税務機関は租税特恵政策実施の過程において、企業がハイテク企業の資格を具備していないことを発見した場合は、認定事務室に再審査の依頼を提出しなければならない。再審査の期間中、税金の減免特恵を一時的に停止することができる。

第 15 条 自己評価により資格を満たしていると判断する会計事務所と税理士事務所は、認定事務室に関係証明を提供することができ、認定事務室による事実確認を経た後、関連ウェブサイト（上海科技サイト<http://stcsm.gov.cn>、上海財税サイト<http://www.csj.sh.gov.cn>）にそのリストを公布する。

## 第 6 章 罰則

第 16 条 認定済みのハイテク企業に次に掲げる状況のいずれかが認められる場合、その資格を取り消す。

- (1) 認定申請の過程で虚偽の情報を提供した場合
- (2) 脱税、税金を騙し取る行為があった場合
- (3) 重大な安全性、品質事故が発生した場合
- (4) 環境方面などで違法、違反行為があり、関係部門から処罰を受けた場合

ハイテク企業資格の取り消しを受けた企業については、認定機構は、5 年間当該企業からの認定申請を受理しないものとする。

第 17 条 ハイテク企業認定（再審査）作業に参加する各機構及び人員は自己が担当する認定作業に対し誠実及び順法義務を負い、更に認定（再審査）申請企業の関係資料につき守秘義務を負う。ハイテク企業認定（再審査）作業に関係する要求及び紀律に違反した場合、3 年間は認定関係作業に従事することができない。

## 第 7 章 附則

第 18 条 本弁法は、市科委、市財政局、市国税局と市地税局がその解釈の責任を負う。

第 19 条 本弁法は 2008 年 1 月 1 日から施行する。旧「上海市ハイテク企業認定弁法」[滬科合(2001)第 015 号] 及び「上海市ハイテク産業開発区ハイテク企業認定弁法」[滬科(2001)

第 034 号] は、本弁法施行の日より執行を停止する。